

平成17年7月 日  
運用委員会準備会合委員長定め

(案)

### 議事及び配付資料の取扱いについて

本会合の会議については、議論の途中経過が市場に影響を及ぼすことやそのような影響を懸念して自由な議論に妨げが生じることが考えられることから、運用委員会準備会合規則第6条において非公開としている。

本会合の配付資料については、この規定を踏まえつつ、原則として記者クラブに対し、事前又は事後に、議事の予定等とともに説明を行うこととする。